

枚方市暴力団排除条例の概要

○条例の目的

暴力団の排除に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することをその目的とします。

○条例の基本理念

暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であるという認識のもと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本に、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、社会全体として推進することとしています。

○条例の具体規定

・市の責務

市は、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施することとし、また、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を行うこととします。

・市民及び事業者の責務

市民及び事業者は、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう、また、暴力団の排除に資すると認められる情報を市及び警察に対して提供するよう努めるものとしています。

・市民及び事業者に対する市の支援等

市は、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとしています。

・公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除

市は、暴力団員又は暴力団密接関係者が、市の公共工事等の契約の相手方や下請負人等となることを許してはならないとし、入札に参加するために必要な資格を与えないほか、入札に参加させない、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められた場合には、契約を解除するなど、必要な措置を講ずるものとしています。

・公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告

何人も、公共工事等において、暴力団を利することとなる不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為をしてはならないとし、また、契約の相手方及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行にあたって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならないとしています。

・市の事務及び事業からの暴力団の排除

市は、公共工事等のほか、公の施設の使用又は利用その他市の行う事務又は事業

によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講じることにより、暴力団の排除を図るものとします。

- ・ 青少年に対する指導等のための措置

市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないため、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導や啓発が、学校や地域、その他様々な場において必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。また、青少年の育成に携わる者は、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

- ・ 勧告等

市長は、正当な理由がなく、公共工事等に係る契約の履行にあたって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入の報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができるとし、また、この勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができるものとします。

○公の施設の使用等に係る暴力団排除に係る規定の整備

公の施設の使用等について、暴力団を利することとなると認められるときは使用等を許可しないものとし、既に許可等をしている場合においてもその使用等が暴力団を利することとなると認められるときは、使用許可の取消し等を行うものとします。

枚方市暴力団排除条例の制定にあわせて、次の公の施設の設置条例（22 条例）について、暴力団排除に係る規定の整備を行っています。

公設市場、総合福祉センター、総合スポーツセンター、旧田中家鋳物民俗資料館、市民会館、保健センター、教育文化センター、メセナひらかた会館、野外活動センター、シルバー作業所、総合福祉会館、市民体育館、老人福祉センター楽寿荘、地域活性化支援センター、地域防災センター、市民交流センター、生涯学習市民センター、伊加賀スポーツセンター、枚方公園青少年センター、サプリー村野NPOセンター、サプリー村野スポーツセンター